

別表六(二十一)

「23」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画等に関する事項				
認定年月日	1	・	新設特定業務施設の事業供用日	2
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算			事業実施地域	
基準雇用者数(34)	3	人	移転型新規雇用者総数	14
地方事業所基準雇用者数	4		移転型特定非新規雇用者数	15
調整地方事業所基準雇用者数 (3)と(4)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)			移転型特定非新規雇用者基礎数 (13)-(14)と(15)のうち少ない数	16
特定新規雇用者			「23」欄 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和8年旧措置法第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄：「00624」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額	
特定新規雇用者 (5)と(6)のうち少ない数				
移転型特定新規雇用者				
移転型特定新規雇用者 (7)と(8)のうち少ない数	9			
当期税額基準額 (19) × $\frac{20}{100}$	20		当期税額控除可能額 (18)と(20)のうち少ない金額	21
新規雇用者総数	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	22
特定非新規雇用者数	11		当期税額控除額 (21)-(22)	23
特定非新規雇用者基礎数 (5)-(10)と(11)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	12		地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算	
移転型地方事業所基準雇用者数	13		当期税額控除可能額 (25)と(26)のうち少ない金額	27
基準年度	・	・	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	28
地方事業所特別基準雇用者数(40)	24	人	当期税額控除額 (27)-(28)	29
地方事業所特別税額控除限度額 40万円×(24-(24の内書))+30万円×(24の内書)	25	円	法人税額の特別控除額 (23)+(29)	30
差引当期税額基準額残額 (20)-(別表六(二十)「27」)-(21)	26		基準雇用者数に関する明細	
当期の終了の日における雇用者数	31		「29」欄 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和8年旧措置法第42条の12第2項」 ② 「区分番号」欄：「00625」 ③ 「適用額」欄：「29」欄の金額	
地方				
適用年度				
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数				
35	36	37	38	39
・	内	内	内	内
・	内	内	内	内
・	内	内	内	内
当期分	内	内	内	内
地方事業所特別基準雇用者数 (36)の計と0のうち多い数)+(39)の計	40	内	人	

別表六(二十一) 令八・四・一以後終了事業年度分